

第3期鹿児島県医療費適正化計画の
実績に関する評価

令和6年12月

鹿児島県

目 次

第1章	実績に関する評価の位置付け	1
1	医療費適正化計画の趣旨	1
2	実績に関する評価の目的	1
第2章	医療費の動向	2
1	全国の医療費について	2
2	本県の医療費について	4
第3章	目標・施策の進捗状況	6
1	県民の健康の保持の推進に関する目標及び施策の進捗状況	6
(1)	目標の達成状況	6
①	特定健康診査の実施率	7
②	特定保健指導の実施率	8
③	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	9
④	たばこ対策（成人喫煙率）	11
⑤	予防接種率	11
⑥	生活習慣病等の重症化予防	12
⑦	その他予防・健康づくりの推進	13
(2)	目標の達成に向けた取組	14
(3)	目標の達成に向けた今後の施策について	24
2	医療の効率的な提供の推進に関する目標及び施策の進捗状況	25
(1)	目標の達成状況	25
①	病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進	25
②	後発医薬品の使用促進	25
③	医薬品の適正使用の推進	26
(2)	目標の達成に向けた取組	27
(3)	目標の達成に向けた今後の施策について	32
第4章	医療費推計と実績の比較・分析	33
1	第3期鹿児島県医療費適正化計画における医療費推計と実績の数値について	33
第5章	今後の課題及び推進方策	34
1	県民の健康の保持の推進	34
2	医療の効率的な提供の推進	34
3	今後の対応	34

第1章 実績に関する評価の位置づけ

1 医療費適正化計画の趣旨

平成 18 年の医療制度改革の一環として、「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）」に基づき、国及び都道府県は、医療費適正化計画を策定し、国民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を定め、これらの目標の達成を通じて、結果として医療費の伸びの抑制が図られることを目指すこととされました。

本県においては、平成 20 年に医療関係者や市町村と連携しながら、医療費適正化に向けて本県の取り組む方向を示す「鹿児島県医療費適正化計画」を策定しました。

その後も、平成 30 年 3 月に見直しを行い、平成 30 年度から令和 5 年度までを計画期間とした第 3 期鹿児島県医療費適正化計画を策定したところです。

2 実績に関する評価の目的

医療費適正化計画は、定期的にその達成状況を点検し、その結果に基づき必要な対策を実施するいわゆる P D C A サイクルに基づく管理を行うこととされており、法第 11 条第 1 項に基づき、毎年度の進捗状況を公表しているところです。

また、法第 12 条第 1 項において、医療費適正化計画の最終年度の翌年度には、目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い医療費適正化の実績に関する評価を行うこととされております。

今回、第 3 期計画期間が令和 5 年度で終了したことから、平成 30 年度から令和 5 年度までの第 3 期鹿児島県医療費適正化計画の実績に関する評価を行うものです。